

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

令和 8 年 3 月末に適用期限を迎えた地方活力向上地域における地方税の課税免除および不均一課税について、本制度による優遇措置が本社機能の立地を促進する重要なインセンティブとなっていることを踏まえ、当該措置を 2 年間延長することとし、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税 (延長)

	現行内容	改正内容
対 象 者	令和 8 年 3 月 31 日までに 整備計画の認定を受けた事業者	令和 10 年 3 月 31 日（※ 1）までに 〃
要 件	第 3 種特別償却設備（一定の事務所、研究所、研修所、 <u>特定業務施設に併せて整備される特定業務児童福祉施設（企業内保育所等）</u> ）を新増設した場合	変更なし （規定の整備）
軽減 措置	事業税（※ 2） → <u>軽減</u> 不動産取得税 → <u>軽減または免除</u>	改正なし

（※ 1）国からの減収補てん措置について定めた総務省令の改正により当該措置が 2 年間延長されたことを踏まえ 2 年間延長

（※ 2）特定業務施設に係る所得・収入金額として計算した額に対して課するもの

(2) その他必要な規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

公布日から施行することとし、2（1）および 2（2）の一部の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、2（2）の改正規定の一部は経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）の施行の日から施行することとする。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）の一部改正に伴い、地方活力向上地域における課税免除および不均一課税の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税の適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで延長することとします。（第 5 条関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、ウの一部は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。

イ (1)およびウの一部は、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 省略 (8) 促進区域内対象施設 地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。 ア 一の施設（一の家屋または用途上不可分の関係にある2以上の家屋であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号または法人税法施行令第13条第1号に掲げるものに限る。）および当該家屋の敷地である土地（地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認の日以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。第6条において同じ。）の取得価額の合計額が1億円（農林漁業およびその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 省略 (8) 促進区域内対象施設 地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。 ア 一の施設（一の家屋または用途上不可分の関係にある2以上の家屋であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号または法人税法施行令第13条第1号に掲げるものに限る。）および当該家屋の敷地である土地（地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第8項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認の日以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。第6条において同じ。）の取得価額の合計額が1億円（農林漁業およびその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製

造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業およびゴム製品製造業ならびに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業および家具・建具卸売業をいう。)に係るものにあつては、5,000万円)を超えるものであること。

イ 省略

第3条・第4条 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第18項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備

造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業およびゴム製品製造業ならびに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業および家具・建具卸売業をいう。)に係るものにあつては、5,000万円)を超えるものであること。

イ 省略

第3条・第4条 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第18項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和10年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備

である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。）を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

- (1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。）を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）のうち当該特定第3種特別償却設備に

である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。）を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和10年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

- (1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備_____を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）のうち当該第3種特別償却設備（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減

_____に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率	<u>価償却資産を除く。次項において「特定第3種特別償却設備」という。）</u>に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率
省略	省略
(2) 省略 3・4 省略 (促進区域における不動産取得税の不均一課税) 第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または<u>第7項</u>の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和10年3月31日まで（地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋（当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。 第7条以下 省略	(2) 省略 3・4 省略 (促進区域における不動産取得税の不均一課税) 第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または<u>第8項</u>の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和10年3月31日まで（地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋（当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。 第7条以下 省略